

無利息型普通預金規定

第1条(取扱店の範囲)

この預金は、取引店（以下、「当店」という）のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

第2条(利 息)

この預金には、利息をつけません。

第3条(預金保険法の改正)

この無利息型普通預金は、預金保険法第54条の2に基づいた決済用預金として保険事故発生時においては全額保護の対象となります。従って当該法令の改正等があった場合にはそれに準じた取扱いとなるものとし、保険事故発生時の取扱い等に重大な変化が生じた場合についても、法令の公示をもって当該事項による取扱いの変更に関する告示および通知が行われたものとみなします。

第4条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定および普通預金規定によるものとします。

以 上